

●まちのお知らせ

12月4日から10日は「人権週間」です

特設相談所の開設

人権心配ごと相談所を下記のとおり開設します。家庭内の問題、いじめ、体罰虐待、悩み事などでお困りの方はお気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。

日時

12月4日（水）13：30～16：00

場所

中央公民館 1階小会議室

相談員（人権擁護委員）

田宮孝司 金森登美子 安藤猛男

☎ 福祉課 ☎ 64-7104

充電機・バッテリー使用製品の回収ボックス



粗大ゴミとして回収されたりリチウムイオン電池を破碎処理した際に、発火する事故がここ1年で頻繁に発生しております。

充電機やバッテリーを取り外す事が難しい内蔵製品（例：モバイルバッテリー・電気シェーバー・電子タバコ・スマートフォン等）は、粗大の回収日に出さず、小型家電として役場東玄関の回収ボックスに出していただきますようお願いいたします。（8：30～17：15）

☎ 住民環境課 ☎ 64-7105

差別のない人権社会の実現を

皆さんは同和問題（部落差別）を知っていますか。

同和問題は特定の地域の出身であるという理由で就職や結婚など様々な場面で差別を受ける重大な人権問題であり、インターネット上に差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案も発生しています。

部落差別は許されるものではないという認識のもとに、私たち一人ひとりが正しい知識と認識を持って行動しましょう。

☎ 福祉課 ☎ 64-7104

つどいイルミネーションフォトコンテスト



昨年の様子

安八町青年のつどい協議会による「つどいイルミネーション」が下記の期間でライトアップされます。このイルミネーションを題材としたフォトコンテストが今年も同時開催されます。

詳細は町公式フェイスブックやポスターをご覧ください。

ライトアップ期間

12月7日（土）～

令和2年1月17日（金）

17：00～22：00

場所

ハートピア安八南駐車場出入口

☎ 生涯学習課 ☎ 64-4343

保険料の納め忘れはありませんか？

「介護保険料」や「後期高齢者医療保険料」など、特別な事情がなく滞納していると、保険料を納付している人と公平を図るために、以下のような措置がとられます。

保険料の滞納をすると・・・

納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などが徴収されることがあります。

指定された期限までに滞納保険料が納付されない場合は、地方税の滞納処分の例（国税徴収法の規定に基づく）により財産の差し押さえ処分などを受ける場合もあります。

保険給付の制限

- 介護保険では、1年以上滞納すると利用する介護サービス費用をいったん全額自己負担することがあります。1年6か月を過ぎると払い戻されるはずの給付費の全部又は一部を差し止めたり、差し止め額から滞納保険料を差し引かれる場合があります。
- 医療保険では1年以上滞納すると医療費がいったん全額自己負担になる資格証明書が交付される場合があります。
- さらに滞納が続くと、介護保険利用者負担割合の引き上げ、高額介護サービス費等が受けられない場合や、医療保険の保険給付額から滞納分が差し引かれる場合があります。

保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

*災害などやむを得ない特別な理由で保険料の納付が困難な時は、納付猶予や保険料の減免が受けられる場合があります。困ったときは滞納のままにせず、お早めにご相談ください。

☎ 介護保険料
安八郡広域連合 ☎ 63-2050
後期高齢者医療保険料
住民環境課 ☎ 64-7105